

## 第4 第5条

(商標登録出願)

**第五条** 商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 商標登録を受けようとする商標
- 三 指定商品又は指定役務並びに第6条第2項の政令で定める商品及び役務の区分

2 次に掲げる商標について商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。

- 一 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであつて、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標
- 二 立体的形状(文字、図形、記号若しくは色彩又はこれらの結合との結合を含む。)からなる商標(前号に掲げるものを除く。)
- 三 色彩のみからなる商標(第一号に掲げるものを除く。)
- 四 音からなる商標
- 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める商標

3 商標登録を受けようとする商標について、特許庁長官の指定する文字(以下「標準文字」という。)のみによつて商標登録を受けようとするときは、その旨を願書に記載しなければならない。

4 経済産業省令で定める商標について商標登録を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その商標の詳細な説明を願書に記載し、又は経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない。

5 前項の記載及び物件は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならない。

6 商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩と同一の色彩である部分は、その商標の一部でないものとみなす。ただし、色彩を付すべき範囲を明らかにしてその欄の色彩と同一の色彩を付すべき旨を表示した部分については、この限りでない。

## 商標法施行規則

**第四条の七** 商標法第五条第二項第五号（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める商標は、位置商標とする。

**第四条の八** 商標法第五条第四項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の経済産業省令で定める商標は、次のとおりとする。

- 一 動き商標
- 二 ホログラム商標
- 三 立体商標
- 四 色彩のみからなる商標
- 五 音商標
- 六 位置商標

2 商標法第五条第四項の記載又は添付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

- 一 動き商標 商標の詳細な説明の記載
- 二 ホログラム商標 商標の詳細な説明の記載
- 三 立体商標 商標の詳細な説明の記載（商標登録を受けようとする商標を特定するために必要がある場合に限る。第五号において同じ。）
- 四 色彩のみからなる商標 商標の詳細な説明の記載
- 五 音商標 商標の詳細な説明の記載及び商標法第五条第四項の経済産業省令で定める物件の添付
- 六 位置商標 商標の詳細な説明の記載

### 1. 「必要な書面」について

第5条第1項にいう「必要な書面」とは、例えば、下記のような書面をいう。なお、各書面は、いずれもすべての出願について必要とするものではなく、必要な場合にのみ提出すれば足りるものとする。

（例）

- (ア) 商標の使用又は使用の意思に関する書類
- (イ) 商標登録を受けようとする商標を記載する欄（以下「商標記載欄」という。）の色彩と同一の色彩を付す場合の当該部分を説明した書面
- (ウ) 指定商品の材料、製法、構造、用法、用途等を説明した書面、又は指定役務の質、効能、用途等を説明した書面

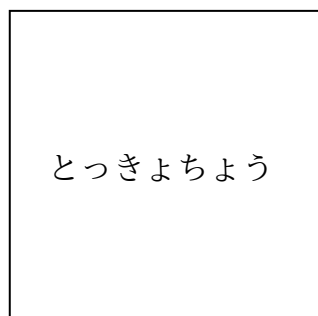
なお、立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標について、第5条第4項で規定する商標の詳細な説明(以下「商標の詳細な説明」という。)に記載した内容は、本項にいう「必要な書面」に同じ内容を記載して提出する必要はない。

2. 願書に第5条第2項各号で規定する商標である旨の記載がない場合は、通常の出願として取り扱うものとする。

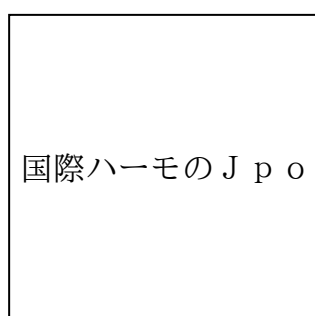
### 3. 「標準文字」について

- (1) 標準文字によるものと認められる商標登録出願に係る商標は、願書に記載されたものでなく、標準文字に置き換えて現されたものとする。
- (2) 標準文字である旨が記載された商標登録出願であって、願書に記載された商標の構成から、標準文字によるものと認められない場合は、通常の出願として取り扱うものとする。

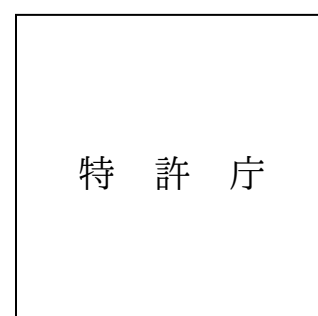
#### (ア) 標準文字による出願と認められる商標の記載例



文字の大きさが異なるが促音・拗音を表示する文字と通常の文字のポイント数は同じである。



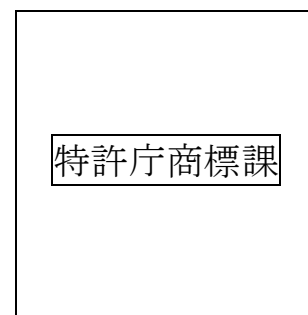
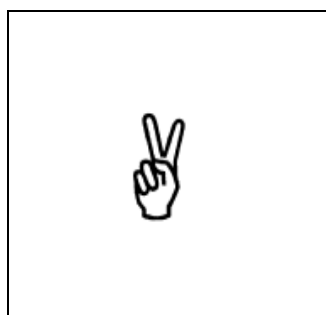
漢字、平仮名、アルファベット等を併せて記載することは可能である。大文字と小文字のポイント数は同じである。



スペースは連続しなければ複数用いることができる。

#### (イ) 標準文字による出願とは認められない商標の記載例

##### ① 図形のみ、図形と文字の結合商標



##### ② 指定文字以外の文字を含む商標

③ 文字数の制限30文字を超える文字数(スペースも文字数に加える。)からなる商標

④ 縦書きの商標、2段以上の構成からなる商標

特  
許  
庁

特 許 庁  
商 標 課

特  
許  
庁

⑤ ポイントの異なる文字を含む商標

日本国特許庁

日本  
国の特許庁

TOKKYOCHO

⑥ 色彩を付した商標

⑦ 文字の一部が図形的に、又は異なる書体で記載されている商標

TOKKYOCHO

INPUT

日本国**特許**庁

⑧ 花文字等特殊文字、草書体等特殊書体等で記載された商標

*Tokkyocho*

**特許**庁

**特**許庁

⑨ 上記①から⑧以外のものであって、記載文字が容易に特定できない商標

#### 4. 「商標の詳細な説明」及び「物件」について

商標の詳細な説明及び経済産業省令で定める物件(以下「物件」という。)が商標登録を

受けようとする商標を特定するものであるか否かについては、立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標又は位置商標のうち、いずれかの商標として願書中の商標記載欄へ記載した商標(以下「願書に記載した商標」という。)と、商標の詳細な説明又は物件の商標の構成及び態様が一致するか否かを判断するものとする。

これらが一致する場合には、特定されたものとする。

一致しない場合においても、願書に記載した商標の構成及び態様の範囲に、商標の詳細な説明又は物件が含まれているか否かを判断し、その範囲に、商標の詳細な説明又は物件が含まれているときには、特定されたものとする。

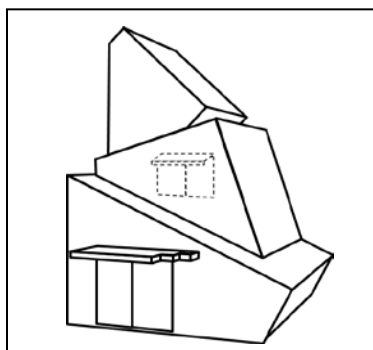
(1) 立体商標について

(ア) 立体商標を特定するものと認められる例

立体商標を構成する標章についての具体的かつ明確な説明が記載されている場合。

(例 1)

【商標登録を受けようとする商標】



【立体商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、立体商標であり、3つの多面体を含む店舗の外観を表す立体的形状からなる。

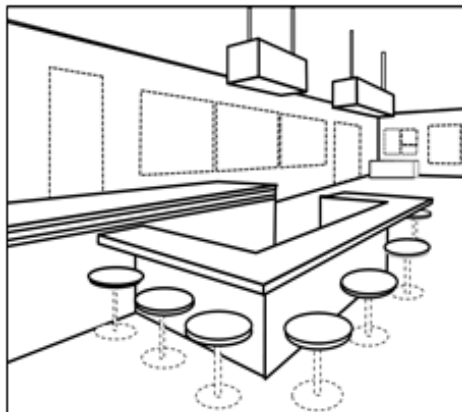
なお、破線は、店舗の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第 43 類】

【指定商品 (指定役務)】 飲食物の提供

(例2)

**【商標登録を受けようとする商標】****【立体商標】****【商標の詳細な説明】**

この商標登録出願に係る商標（以下「商標という。」）は、店舗の内部の構成を表示した立体商標であり、照明器具、コの字型のカウンター、椅子の座面及びカウンターに接して設置された酒や料理等の提供台を含む店舗の内装の立体的形状からなる。

なお、破線は、店舗の内装の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

**【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】****【第43類】****【指定商品(指定役務)】 飲食物の提供**

## (1) 立体商標を特定するものと認められない例

- ① 願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載されている標章が一致しない場合(願書に記載した商標に記載されていない標章が、商標の詳細な説明に記載されている場合を含む。)
- ② 願書に記載した商標が、標章を実線で描き、その他の部分を破線で描く等の記載方法を用いた立体商標である場合に、商標の詳細な説明に当該その他の部分の記載がされていない場合。

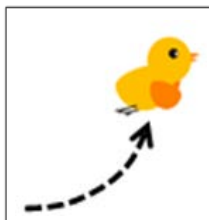
## (2) 動き商標について

## (ア) 動き商標を特定するものと認められる例

動き商標を構成する標章の説明及び時間の経過に伴う標章の変化の状態(変化の順番、全体の所要時間等)についての具体的かつ明確な記載がある場合。

(例1) 一枚の図によって記載されている例(標章が変化せず移動する例)

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

【商標の詳細な説明】

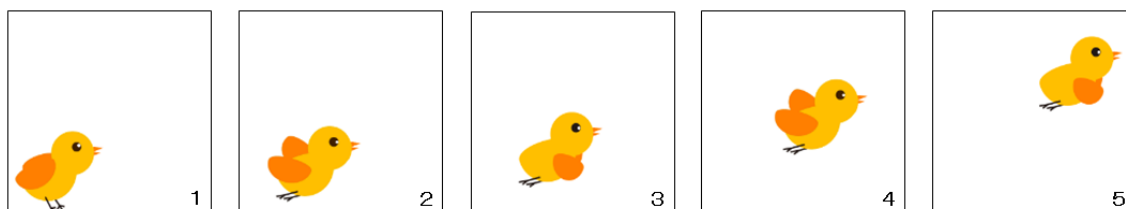
商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、動き商標である。

鳥が、左下から破線の軌跡に従って、徐々に右上に移動する様子を表している。この動き商標は、全体として3秒間である。

なお、図中の破線矢印は、鳥が移動する軌跡を表すための便宜的なものであり、商標を構成する要素ではない。

(例2) 異なる複数の図によって記載されている例

【商標登録を受けようとする商標】



【動き商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、動き商標である。

鳥が、図1から図5にかけて翼を羽ばたかせながら、徐々に右上に移動する様子を表している。この動き商標は、全体として3秒間である。

なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

(イ) 動き商標を特定するものと認められない例

- ① 願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載されている標章が一致しない場合(願書に記載した商標に記載されていない標章が、商標の詳細な説明に記載

されている場合及び願書に記載した商標に記載されている標章が、商標の詳細な説明に記載されていない場合を含む。)

- ② 願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載されている標章の変化の状態(例：変化の順番)が一致しない場合。

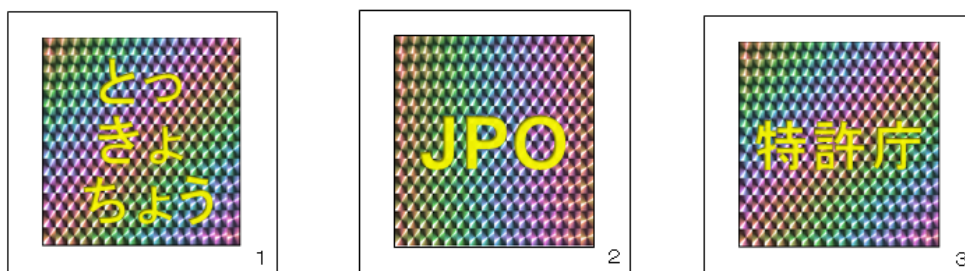
(3) ホログラム商標について

(ア) ホログラム商標を特定するものと認められる例

ホログラム商標を構成する標章の説明及びホログラフィーその他の方法による視覚効果(立体的に描写される効果、光の反射により輝いて見える効果、見る角度により別の表示面が見える効果等。以下「視覚効果」という。)により変化する状態についての具体的かつ明確な説明がある場合。

(例)

【商標登録を受けようとする商標】



【ホログラム商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、見る角度により別の表示面が見えるホログラム商標である。左側から見た場合には、図1に示すとおり、正面から見た場合には、図2に示すとおり、右側から見た場合には、図3に示すとおりである。

なお、商標の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

(イ) ホログラム商標を特定するものと認められない例

- ① 願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載されている標章が一致しない場合(願書に記載した商標に記載されていない標章が、商標の詳細な説明に記載されている場合及び願書に記載した商標に記載されている標章が、商標の詳細な説明に記載されていない場合を含む。)
- ② 願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載されている視覚効果が一致し



ない場合。

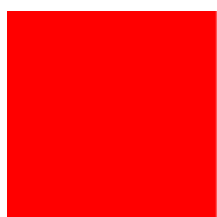
(4) 色彩のみからなる商標について

(7) 色彩のみからなる商標を特定するものと認められる例

色彩のみからなる商標を構成する色彩を特定するための色彩名、三原色(RGB)の配合率、色見本帳の番号、色彩の組み合わせ方(色彩を組合せた場合の各色の配置や割合等)等についての具体的かつ明確な説明が記載されている場合。

(例1) 単色

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなる商標であり、赤色(RGBの組合せ：R255, G0, B0)のみからなるものである。

(例2) 色彩の組合せ

【商標登録を受けようとする商標】



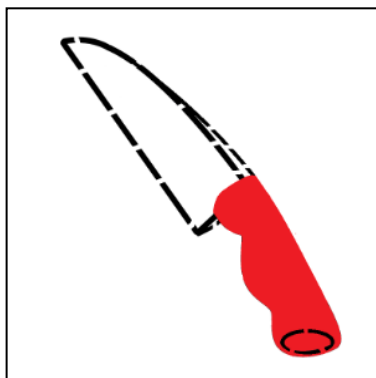
【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩の組合せとしては、赤色(RGBの組合せ：R255, G0, B0)、青色(RGBの組合せ：R0, G0, B255)、黄色(RGBの組合せ：R255, G255, B0)、緑色(RGBの組合せ：R255, G128, B0)であり、配色は、上から順に、赤色が商標の縦幅の50パーセント、同じく青色25パーセント、黄色15パーセント、緑色10パーセントとなっている。

(例3) 商品等における位置を特定

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなる商標であり、包丁の柄の部分に赤色(RGBの組合せ：R255, G0, B0)とする構成からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

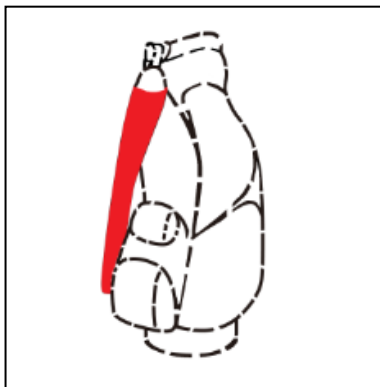
【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第8類】

【指定商品(指定役務)】 包丁

## (例4) 商品等における位置を特定

## 【商標登録を受けようとする商標】



## 【色彩のみからなる商標】

## 【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、色彩のみからなる商標であり、ゴルフクラブ用バッグのベルトの部分に赤色(RGBの組合せ：R255, G0, B0)とする構成からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

## 【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

## 【第28類】

## 【指定商品(指定役務)】 ゴルフクラブ用バッグ

## (イ) 色彩のみからなる商標を特定するものと認められない例

- ① 願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載されている標章(色彩)が一致しない場合(願書に記載した商標に記載されていない標章が、商標の詳細な説明に記載されている場合及び願書に記載した商標に記載されている標章が、商標の詳細な説明に記載されていない場合を含む。)
- ② 色彩を組合せたものである場合に、願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載された各色の配置や割合等が一致しないとき。
- ③ 色彩を付する位置を特定したものである場合に、願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載された色彩を付する位置が一致しないとき。

## (5) 音商標について

音商標について、願書に記載した商標に記載がない事項(演奏楽器や声域等の音色等。ただし、歌詞等の言語的要素を除く。)は、物件及び商標の詳細な説明(商標登録を受けようとする商標を特定するために必要な場合に限る。)により特定するものとする。

## (ア) 五線譜で表されている音商標について

## ① 音商標を特定するものと認められる例

- a. 願書に記載した商標に演奏楽器としてピアノが記載され、物件がピアノにより演奏されたと認識される音声ファイルである場合。
- b. 願書に記載した商標に演奏楽器について記載されておらず、物件がピアノにより演奏されたと認識される音声ファイルである場合。

## ② 音商標を特定するものと認められない例

- a. 願書に記載した商標に演奏楽器としてピアノが記載され、物件がギターにより演奏されたと認識される音声ファイルである場合。
- b. 願書に記載した商標に演奏楽器について記載されておらず、物件がギターにより演奏されたと認識される音声ファイルであり、かつ、商標の詳細な説明にはバイオリンで演奏されたものである旨の記載がある場合。

## (イ) 文字で表されている音商標について(自然音等)

## ① 音商標を特定するものと認められる例

願書に記載した商標が、「本商標は、『パンパン』と2回手をたたく音が聞こえた後に、『ニャオ』という猫の鳴き声が聞こえる構成となっており、全体で3秒間の長さである。」という文章であり、物件が「パンパン、ニャオ」と聞こえ、全体で3秒間の音声ファイルである場合。

## ② 音商標を特定するものと認められない例

願書に記載した商標が、上記①と同一の文章であり、物件が「パンパン」と聞こえ、全体で2秒間の音声ファイルである場合。

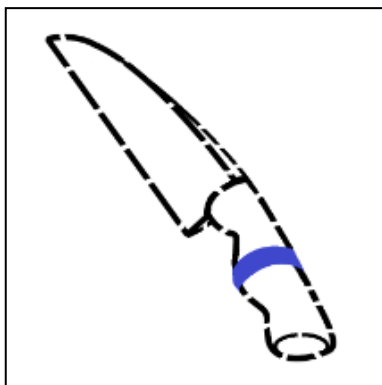
## (6) 位置商標について

## (ア) 位置商標を特定するものと認められる例

位置商標を構成する標章及びこの標章を付する商品等における位置(部位の名称等)についての具体的かつ明確な説明が記載されている場合。

(例1)

**【商標登録を受けようとする商標】**



**【位置商標】**

**【商標の詳細な説明】**

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、包丁の柄の中央部分の周縁に付された図形からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

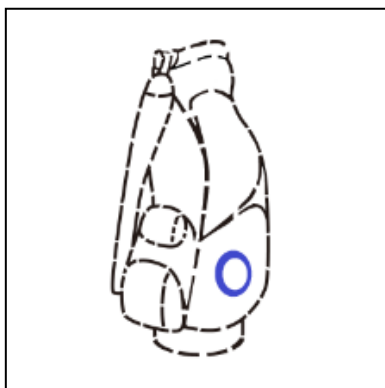
**【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】**

**【第8類】**

**【指定商品(指定役務)】** 包丁

(例2)

**【商標登録を受けようとする商標】**



**【位置商標】**

**【商標の詳細な説明】**

商標登録を受けようとする商標(以下「商標」という。)は、標章を付する位置が特定された位置商標であり、ゴルフクラブ用バッグの側面下部に付された図形の構成からなる。

なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

**【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】**

**【第28類】**

**【指定商品(指定役務)】** ゴルフクラブ用バッグ

(イ) 位置商標を特定するものと認められない例

- ① 願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載されている標章が一致しない場合(願書に記載した商標に記載されていない標章が、商標の詳細な説明に記載されている場合及び願書に記載した商標に記載されている標章が、商標の詳細な説明に記載されていない場合を含む。)
- ② 願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載された商標を付する位置が一致しない場合。

5. 国際商標登録出願における「standard characters」である旨の宣言の取扱い

国際商標登録出願に係る商標について「standard characters」である旨の宣言があっても、第5条第3項で規定する標準文字としては取り扱わないこととする。

## 6. 国際商標登録出願における商標のタイプの記載の取扱い

国際商標登録出願に係る商標について、「動き商標」、「ホログラム商標」、「立体商標」、「色彩のみからなる商標」、「音商標」又は「位置商標」のいずれであるのかの判断については、原則として、次のとおりとする。

- (1) 日本国を指定する領域指定(以下「指定通報」という。)に「Indication relating to the nature or kind of marks」の記載がある場合は、その記載内容から、原則として、次のように判断するものとする。
  - ① 「Indication relating to the nature or kind of marks」に、「three-dimensional mark」と記載されていれば「立体商標」と判断するものとする。
  - ② 「Indication relating to the nature or kind of marks」に、「mark consisting exclusively of one or several colors」と記載されていれば「色彩のみからなる商標」と判断するものとする。
  - ③ 「Indication relating to the nature or kind of marks」に、「sound mark」と記載されていれば「音商標」と判断するものとする。
- (2) 指定通報の「Description of the mark」の記載内容により、原則として、次のように判断するものとする。
  - ① 「Description of the mark」に、「moving」等と表示されていれば「動き商標」と判断するものとする。
  - ② 「Description of the mark」に、「hologram」等と表示されていれば「ホログラム商標」と判断するものとする。
  - ③ 「Description of the mark」に、「positioning of the mark」や「position mark」等と表示されていれば「位置商標」と判断するものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)の記載内容によっても判断ができない場合には、商標登録を受けようとする商標の記載に基づいて判断するものとする。

例えば、商標登録を受けようとする商標を記載する欄に五線譜の記載があるが「Indication relating to the nature or kind of marks」の記載がなく、「Description of the mark」に「moving」、「hologram」、「positioning of the mark」又は「position mark」等の記載がない場合は、五線譜を商標登録を受けようとする商標とする図形商標として取り扱う。

## 7. 国際商標登録出願における「商標の詳細な説明」の取扱い

国際商標登録出願に係る商標について、商標の詳細な説明については、次のとおりとする。

- (1) 「色彩のみからなる商標」については、指定通報の「Colors claimed」と「Description of the mark」の記載事項を商標の詳細な説明とする。
- (2) 「立体商標」、「音商標」、「動き商標」、「ホログラム商標」及び「位置商標」については、指定通報の「Description of the mark」の記載事項を商標の詳細な説明とする。

#### 8. 国際商標登録出願における「物件」の取扱い

国際商標登録出願に係る商標について、物件は、国際登録簿に添付する手続がないことから、日本国を指定する領域指定時には、当該物件が添付されていないため、第5条第5項を適用し当該物件の提出を促すこととする。